

「ぷららフォン for フレッツ 利用規約」改定のお知らせ

2021年7月1日をもって「ぷららフォン for フレッツ 利用規約」を以下のとおり改定いたします。
 会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

「ぷららフォン for フレッツ 利用規約」の改定内容

旧	新										
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)										
第3条 本規約における用語を以下のとおり定義します。	第3条 本規約における用語を以下のとおり定義します。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 703 378 751">用語</th> <th data-bbox="378 703 1099 751">用語の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 751 378 799">1～4 (略)</td> <td data-bbox="378 751 1099 799">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の定義	1～4 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1124 703 1337 751">用語</th> <th data-bbox="1337 703 2065 751">用語の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1124 751 1337 799">1～4 (略)</td> <td data-bbox="1337 751 2065 799">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 799 1337 903">5. <u>電話リレーサービス料</u></td> <td data-bbox="1337 799 2065 903"><u>電話リレーサービス制度の当社負担費用を本サービスの利用者に対し請求する際に用いる名称</u></td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の定義	1～4 (略)	(略)	5. <u>電話リレーサービス料</u>	<u>電話リレーサービス制度の当社負担費用を本サービスの利用者に対し請求する際に用いる名称</u>
用語	用語の定義										
1～4 (略)	(略)										
用語	用語の定義										
1～4 (略)	(略)										
5. <u>電話リレーサービス料</u>	<u>電話リレーサービス制度の当社負担費用を本サービスの利用者に対し請求する際に用いる名称</u>										
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)										
第7条	第7条										
1 (略)	1 (略)										
(1) (略)	(1) (略)										
(2) 申し込みをした時点で、申し込み者が本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び、「ぷらら」の利用料金の支払いを怠っている場合または、過去に支払いを怠っていることが判明した場合	(2) 申し込みをした時点で、申し込み者が本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料、 <u>電話リレーサービス料</u> 及び、「ぷらら」の利用料金の支払いを怠っている場合または、過去に支払いを怠っていることが判明した場合										
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)										

2 (略)

第 8 条～第 10 条 (略)

第 11 条

1 本サービスの利用料金及びユニバーサルサービス料は、本サービスのホームページに定めるところによります。

2 利用者は本サービスの利用料金及びユニバーサルサービス料を「ぷらら」の料金とあわせて当社に支払うものとします。

3 本サービスの利用料金及びユニバーサルサービス料の支払いについて、利用者^がと当社との間に生じる問題を理由として、利用者が本サービスの利用料金及びユニバーサルサービス料の支払いを拒む場合には、当社は、当該紛争期間中において、当該利用者による本サービスの利用を停止することができるものとします。

4 当社は、本規約に異なる定めのある場合を除き、本サービスに関して、本サービス契約成立時点以降の解約等があった場合であっても、利用者から受領した本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料、その他の債務の払い戻しは行いません。ただし、個別サービス契約の解約が当社の責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。

第 12 条

当社は、本サービスにおける利用料金及びユニバーサルサービス料の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 13 条 (略)

2 (略)

第 8 条～第 10 条 (略)

第 11 条

1 本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、本サービスのホームページに定めるところによります。

2 利用者は本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を「ぷらら」の料金とあわせて当社に支払うものとします。

3 本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いについて、利用者^がと当社との間に生じる問題を理由として、利用者が支払いを拒む場合には、当社は、当該紛争期間中において、当該利用者による本サービスの利用を停止することができるものとします。

4 当社は、本規約に異なる定めのある場合を除き、本サービスに関して、本サービス契約成立時点以降の解約等があった場合であっても、利用者から受領した本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他の債務の払い戻しは行いません。

ただし、個別サービス契約の解約が当社の責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。

第 12 条

当社は、本サービスにおける利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 13 条 (略)

第 14 条

1 (略)

2 当社は当該解約希望者から、本サービスの解約申請を受け付け、システムにより当該解約希望者へ本サービス提供を中止することにより解約を完了します。なお解約希望者が解約申請後であっても解約処理が完了するまでの間に利用した本サービスの利用料金及びユニバーサルサービス料は当然に支払を要するものとしします。

第 15 条

1 (略)

2 前項により本サービス契約を解約された利用者は、当該時点で発生している本サービスの利用料金及びユニバーサルサービス料の支払等当社に対して負担する債務の全額を直ちに支払うものとしします。

3 (略)

第 16 条

当社は、本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料、諸条件、運用規則、または内容、名称等を変更することができるものとしします。この変更は本規約第 2 条に基づくものとしします。

第 17 条～第 19 条 (略)

第 14 条

1 (略)

2 当社は当該解約希望者から、本サービスの解約申請を受け付け、システムにより当該解約希望者へ本サービス提供を中止することにより解約を完了します。なお解約希望者が解約申請後であっても解約処理が完了するまでの間に利用した本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は当然に支払を要するものとしします。

第 15 条

1 (略)

2 前項により本サービス契約を解約された利用者は、当該時点で発生している本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払等当社に対して負担する債務の全額を直ちに支払うものとしします。

3 (略)

第 16 条

当社は、本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、諸条件、運用規則、または内容、名称等を変更することができるものとしします。この変更は本規約第 2 条に基づくものとしします。

第 17 条～第 19 条 (略)